

## 社会福祉法人寿光会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿光会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（理事長及び常務理事）については、報酬、賞与及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が用務のために旅行したときは、費用弁償として社会福祉法人寿光会旅費規程（以下「旅費規程」という。）を準用し、旅費を支給する。

2 役員等が理事会、評議員会及び監査等に出席したときは、日額7,000円を支給する。ただし、常勤役員等には支給しない。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第16条の規定に準ずる額

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬、通勤手当については、毎月10日とする。ただしその日が休日にあたるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。
  - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

役員報酬等に関する規程（平成22年4月1日施行）は廃止する。

別表第1

職名	月額報酬	支給日
理事長	200,000円	勤務月の翌月10日
常務理事	450,000円	勤務月の翌月10日

別表第2

職名	名称	金額又は支給割合	支給日
理事長	賞与	月額報酬額の1.0ヶ月分	6月30日
		月額報酬額の1.0ヶ月分	12月20日
常務理事	賞与	月額報酬額の1.5ヶ月分	6月30日
		月額報酬額の2.0ヶ月分	12月20日